

泉南清掃事務組合告示第7号

泉南清掃事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和3年3月23日条例第3号）第3条の規定により「次期ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査結果報告書」の縦覧の告示をする。

なお、当該調査結果報告書について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、設置に関し利害関係を有する者（*）は、生活環境の保全上の見地からの意見書を管理者に提出することができる。

（*）利害関係を有する者とは、計画する新焼却施設から半径3km以内に住所を有する方、通勤・通学する方、及び事務所や事業所を有する個人及び法人。

令和6年7月1日

泉南清掃事務組合管理者 山本 優真



1. 施設 の 名 称 (仮称) 次期ごみ処理施設
2. 設 置 場 所 阪南市尾崎町532番地
3. 施 設 の 種 類 エネルギー回収型廃棄物焼却施設（ごみ焼却施設）
（破碎設備含む）
4. 処理する廃棄物 一般廃棄物（可燃ごみ（古紙類を除く）、資源化処理後の可燃物、
破碎処理後の可燃物、再生資源回収後の可燃物、粗大ごみ）
5. 施 設 能 力 ごみ焼却施設：104t/日
破碎設備：6t/日
6. 縦 覧 内 容 縦覧図書 生活環境影響調査結果報告書（案）
実施項目 大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、電波障害
7. 縦覧に供する場所及び期間

縦覧の場所		縦覧の時間
泉南清掃事務組合ウェブサイト		24時間縦覧
泉南清掃事務組合管理事務所	阪南市尾崎町532番地	午前9時から午後5時（土曜日・日曜日・祝日を除く。）
泉南市環境整備課	泉南市樽井一丁目1番1号	
阪南市生活環境課	阪南市尾崎町35番地の1	

8. 縦 覧 期 間 令和6年7月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで
9. 縦 覧 方 法 生活環境影響評価報告書縦覧申込書（様式1）に記入のうえ、縦覧場所にて申込受付。ただし、泉南清掃事務組合ウェブサイト上の縦覧に関しては申込不要

10. 縦覧者の遵守事項

- ① 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと
- ② 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと
- ③ 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと
- ④ 係員の指示があった場合には、それに従うこと

11. 意見書受付期間、提出先、及びその他意見書の提出に必要な事項

受付期間：令和6年7月1日（月）から令和6年8月14日（水）17時まで

提出先：上記縦覧場所

提出様式：自由

ただし、「泉南清掃事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則」第6条に従うこと（*）

（*）（意見書の記載事項）

第6条 条例第6条第2項の意見書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

意見書（参考様式）もごさいます。ご参考にしてください。

提出方法：次のいずれかの方法によりご提出ください。

- ① 直接提出：上記縦覧場所（縦覧時間外を除く）
- ② 郵送：〒599-0201 大阪府阪南市尾崎町532番地（泉南清掃工場）
泉南清掃事務組合 事業課建設係宛
- ③ FAX：072-484-1011
- ④ 電子メール：j-kanri@sennanseisou.jp

12. 意見書の取り扱い

提出されました意見書については、本組合の見解をまとめ、組合ホームページで公表します。（縦覧手続きを経た「生活環境影響調査結果報告書」と同時に公表）

また、意見書に対しての個別の回答及び、直接関係しない質問に対する回答はいたしませんので予めご了承ください。

なお、意見書を提出されました方の個人情報等につきましては、非公表として取り扱うとともに、情報漏洩が生じないように安全に管理させていただきます。

【連絡先】

〒599-0201
大阪府阪南市尾崎町532番地（泉南清掃工場）
泉南清掃事務組合 3階 管理事務所
担当 事業課建設係 村上
TEL. 072-484-0581 FAX. 072-484-1011
e-mail j-kanri@sennanseisou.jp